

鳥獣保護区の指定概要

番号	9	区域の名称	池峰池原鳥獣保護区
区域面積	鳥獣保護区 535 ha	特別保護地区 0 ha	県指定
指定期間	平成27年11月 1日 から 平成37年10月31日まで		
指定区域	<p>吉野郡下北山村の池郷川と小又川の合流点を起点に同川を下つて国道一六九号線に至り、同所から同国道を東北進して音枝峠に至り、同所から東方向に池原貯水池を渡りトボトンネル対岸に至り、更にトボトンネル西口に渡り、同所から国道四二五号線を南西進して池原ダム洪水バケに至り、同所から南進して北山川を渡り更に尾根沿いに南進して標高四五九メートルの地点に至り、同所から尾根沿いに西進して池原電源開発株式会社の送電線に至り、同送電線沿いに南西進して吉野郡下北山村池峰字ネガエリ七百番地の二の地点に至り、同所から小道沿いに西進して国道四二五号線に出、更に北西進して池峰浄水場に至り、同所から尾根沿いに四百メートル西進し更に二百メートル北西進し、同所から北東に下る尾根沿いに北東進又は北進して起点に至る線により囲まれた区域</p>		

参考図面

